

処 分 基 準

令和 5 年 1 2 月 1 日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第 7 4 条の 3 第 8 項
処 分 の 概 要：自動車の使用者に対する是正措置命令
原権者（委任先）：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第 7 4 条の 3 第 7 項（安全運転管理者に対する権限付与、必要な機材の整備）
処 分 基 準： 是正措置命令は、次のいずれかに該当することとなった場合に行うことを原則とする。 1 自動車の使用者が、安全運転管理者に対し、必要な権限を与えていないため自動車の安全な運転が確保されていない場合 具体的には、夜間又は長距離の運転時における交替運転者を配置する権限を安全運転管理者に与えていないことにより、運転者が過労による居眠り運転に起因する交通事故を起こした場合等が該当する。 2 自動車の使用者が、安全運転管理者が道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号）第 7 4 条の 3 第 2 項の業務を行うため必要な機材を整備していないため自動車の安全な運転が確保されていない場合 具体的には、運転者に対する酒気帯びの有無の確認を行うために必要な数のアルコール検知器を用意していないことにより、当該確認が適切に行われず、運転者が酒気帯び運転を行った場合等が該当する。
問 い 合 わ せ 先：交通部交通総務課安全教育第一係（0 4 3－2 0 1－0 1 1 0）
備 考：